

# あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい  
年金講座(その47)

## 総報酬制導入について(その3)

Q

平成15年4月から総報酬制が導入されましたが、個人の保険料や年金額はどのように変わったのですか？

A

従来のしくみでは、同じ年収でも賞与の比率が低い人ほど保険料の負担が重く、賞与の比率が高い人ほど掛捨てである特別保険料(賞与から徴収される保険料)が多いといった被保険者間の不公平が生じていました。

このような不公平を解消するために、給与と賞与から同じ保険料率に基づく保険料を負担するとともに、年金額も給与と賞与を基準に計算する方法に変更されました。このために、「導入前」と「導入後」の保険料総額が変動しないよう保険料率は引き下げられています。

### 年収390万円の二人を比較すると...

\*東洋 太郎\*  
月収325,000円 賞与なし

#### 年間保険料の比較

【導入前】

(月収)325,000円  $\times 17.35\% \div 2 \times 12$ ヵ月 = 338,325円  
(個人負担分)

(賞与)なし

年間保険料 = 338,325円



【導入後】

(月収)325,000円  $\times 13.58\% \div 2 \times 12$ ヵ月 = 264,810円  
(個人負担分)

(賞与)なし

年間保険料 = 264,810円

\*東洋 次郎\*  
月収250,000円 賞与900,000円

【導入前】

(月収)250,000円  $\times 17.35\% \div 2 \times 12$ ヵ月 = 260,250円  
(個人負担分)

(賞与)900,000円  $\times 1\% \div 2 = 4,500$ 円  
(個人負担分)

年間保険料 = 264,750円



【導入後】

(月収)250,000円  $\times 13.58\% \div 2 \times 12$ ヵ月 = 203,700円  
(個人負担分)

(賞与)900,000円  $\times 13.58\% \div 2 = 61,110$ 円  
(個人負担分)

年間保険料 = 264,810円



同じ年収であっても賞与の占める割合によって、納める保険料に差がありましたが、総報酬制を導入したことで、年収が同じ人は、同じ保険料を納めることになります。

#### 厚生年金額(報酬比例部分)の比較

(注)報酬比例部分のみを比較しています。この他に基礎年金があります。

【導入前】

{ (月収)325,000円  $\times 12$ ヵ月 }  $\times 7.125/1000 = 27,788$ 円  
(賞与)なし \*乗率は生年月日により異なります

1年間の保険料に対する年金 = 27,788円



【導入後】

{ (月収)325,000円  $\times 12$ ヵ月 }  $\times 5.481/1000 = 21,376$ 円  
(賞与)なし \*乗率は生年月日により異なります

1年間の保険料に対する年金 = 21,376円

【導入前】

{ (月収)250,000円  $\times 12$ ヵ月 }  $\times 7.125/1000 = 21,375$ 円  
(賞与)年金額に反映されない \*乗率は生年月日により異なります

1年間の保険料に対する年金 = 21,375円



【導入後】

{ (月収)250,000円  $\times 12$ ヵ月 }  $\times 5.481/1000 = 21,376$ 円  
+ (賞与)900,000円 \*乗率は生年月日により異なります

1年間の保険料に対する年金 = 21,376円



従来の給付乗率である7.125%を5.481%に引き下げることによって、総報酬制導入前の年金額と等しくなるように調整されています。